

平成 21 年度の主要事業

学校教育の充実

1 公立小中学校の学級編制及び教職員数（義務教育課）

平成 21 年 5 月 1 日における県下公立小中学校の児童・生徒数は小学校で 124,573 人、中学校は 63,033 人で、前年度に比較して小学校は 1,307 人の減、中学校は 35 人の減となっている。

また、学級数は、小学校が 5,306 学級で前年度に比較して 32 学級の減となり、中学校は 2,207 学級で 5 学級の増となっている。

教職員数は、13,201 人で前年度に比較して 66 人の減となった。

2 活用方法選択型教員配置事業(選択型こまやか教育プラン)（義務教育課）

(1) 少人数学習集団編成事業

基礎学力の向上と一人ひとりの児童生徒の個性伸長を図るため、学級とは異なる「学習集団」を編成し、少人数授業を行った。

（教員配置の実績） 小学校 186 校（算数） 中学校 124 校（数学・英語）

(2) 学習習慣形成支援事業

児童一人ひとりの学習習慣、生活習慣の定着を図るため、1 学級あたりの児童数が 30 人を超える学級に非常勤講師を配置した。

また、中 1 ギャップ対応の非常勤講師(児童生徒適応指導員)を中学校に配置した。

小学校（1・2 年生） 143 校 中学校 50 校

(3) 小学校 30 人規模学級編制事業

児童一人ひとりの基礎学力の向上を図るため、1 学級あたりの児童数が 35 人を超える学校に学級担任を配置し、きめ細やかな学習指導を行った。

小学校（全学年） 188 校 413 学級

(4) その他教育課題対応

30 人規模学級編制、少人数学習集団編成などの対象事業に加配された教員を、各学校の教育課題対応のために活用した。

小学校 9 校 中学校 7

3 公立小中学校の施設整備（義務教育課）

市町村立小中学校の施設整備事業について、公立学校施設整備費負担金、安全・安心な学校づくり交付金の交付事務及び調査・指導を行った。

平成 21 年度の公立学校施設整備に係る国の当初予算は、対前年同額の 1,051 億円となったが、県内の市町村等が申請した事業はすべて採択された。（28 市町村 67 校）

また、学校施設等の耐震化等のため 2,641 億円の補正予算が措置され、22 年度以降の予定事業の前倒しを行ったところ、県内の市町村等が申請した事業はすべて採択された。

(45 市町村 128 校)

4 公立高等学校の生徒募集定員 (高校教育課)

平成 22 年度の公立高等学校全日制募集定員は、前年度より 880 人増の 17,280 人であった。定時制については、昨年度と同じ 27 学級を募集予定学級数とした。

5 高等学校施設、設備の整備 (高校教育課)

(1) 施設

高等学校再編施設整備 2 校、体育施設建設 9 校、校舎等大規模改造 1 校、老朽危険校舎改築 1 校、延べ 13 校で校舎の建設等を行った。

(2) 設備

産業教育設備 24 校、理科教育設備 86 校、定時制設備 2 校を整備した。

6 県立高等学校入学者選抜方法の改善 (高校教育課)

自己推薦型の前期選抜が導入されて 7 年、すべての公立高校で前期選抜が実施されて 5 年が経過した。前期選抜については、事務局内のワーキンググループで成果と課題を整理して、教育委員会で報告した。主な成果としては、評価尺度の多元化、受検機会の複数化、前期入学生の意欲や積極性等。課題としては、ある程度の数の不合格者、基準が曖昧など合否判定に対する不満、選抜業務の増加等。その報告を受け、前期選抜の改善について 7 月～11 月に行われた計 5 回の教育委員会定例会で協議し、平成 23 年度入学者選抜から「前期選抜の実施を各高等学校の判断に委ねる」ことを柱とする前期選抜の改革の方向性が決定された。各校では検討の指針に基づき議論し、全日制の 28 校の普通科で前期選抜を実施しないことが決定された。

7 高等学校再編整備事業 (高校教育課)

高等学校の再編を進めるに当たり、平成 21 年 2 月に示した「第 1 期高等学校再編計画(案)」について、パブリックコメント、説明会など、様々な機会を通じて、県民の皆様のご意見をいただいた上で、平成 21 年 6 月に「第 1 期高等学校再編計画」を策定した。

再編対象校における新校準備委員会での検討や地域懇話会など地域の声を参考に、平成 22 年度に個別の実施計画を策定する予定である。

8 教員評価制度 (高校教育課)

平成 17 年 4 月 8 日に教員評価検討委員会から提出された最終報告書に基づいて、管理職評価を実施している。

また、一般教員評価についても平成 19 年度から実施している。

9 公募・他県交流 (高校教育課)

他県での多様な指導方法や学校運営体制等を体験することによって、教員としての資質向

上を図るとともに、長野県教育に清新な気風を導入することを目的として始めた山梨県との人事交流は6年目を迎え、本県・山梨県、双方から、2年の期限で毎年1名ずつの派遣を行う形が定着した。また校長が自校の目指す学校創造と学校運営の充実を推進することを目的として、自校の課題を公表し、その課題に積極的に挑戦しようとする教員を公募し、適材適所の人事異動を図る公募制度も6年目を迎え、実施校は20校で、異動者は7人から10人に減少した。成果を検証しつつ、発展拡充を図っていく必要がある。

10 特別支援教育の充実（特別支援教育課）

特別支援学校の教育課程・指導等の充実を図るとともに、施設・設備を整備した。

- (1) 平成21年度の特別支援学校在籍児童生徒数は2,363人で前年度と比較して60人増加し、学級数は651で14学級増加した
- (2) 特別支援学校の施設設備については、安曇養護学校等で教室の増設を行ったほか、「長野地区特別支援学校再編整備計画」に基づく長野養護学校朝陽教室併設のための長野盲学校改修事業などを実施した。
- (3) 特別支援学校の児童生徒の卒業後の自立を促すとともに、地域での社会参加を進めるため、適切な進路指導や現場での実習等を行った。
- (4) 障害のある子どもが地域で学ぶ「地域化」を推進するため、市町村と県が連携して教育内容、教育環境等の整備を図っており、21年度は22年度に開設する長野養護学校小学部分教室（須坂市立須坂小学校）、伊那養護学校中学部分教室（駒ヶ根市立東中学校）及び安曇養護学校高等部分教室（南安曇農業高等学校）の開設準備を行った。

11 私学教育の振興（総務部情報公開・私学課）

(1) 私立学校審議会

私立学校の設置・廃止、学校法人の設立・解散などについて審議するため、私立学校審議会を開催した。

(2) 公私立高等学校連絡協議会

公立高等学校及び私立高等学校の連携を図り、適正な募集定員を定めるため、公私立高等学校連絡協議会を開催した。

(3) 私立学校等の振興

保護者負担の軽減及び私学教育の振興を図るため、学校法人の経常費補助、私立高等学校授業料等軽減事業補助などを実施した。

(4) 学校法人等の指導、監督

私立学校運営等に関する助言・指導、学校法人現地調査を行い指導、監督に努め、適正な学校運営の確保を図った。

12 学校教育の指導充実（教学指導課）

- (1) 学習指導要領の趣旨を生かし、一人ひとりの個性や能力を伸長するとともに、創造性豊かな人格を形成するため、児童生徒が、ゆとりを持ち生き生きと活動し、意欲的・主体的な学習ができるよう、教育課程の改善指導を進めた。

また、新学習指導要領の要点及び移行措置の内容についての周知を図った。

新学習指導要領の要点及び移行措置の内容についての周知を図るために作成した解説書の活用を図った。

各郡市の教育課程研究協議会及び指導主事の学校訪問等の機会を捉え、新学習指導要領の要点及び移行措置の内容についての説明を行った。

新学習指導要領の完全実施に向け、新学習指導要領の手引書作成委員会において、編集を進めた。平成22年9月発刊予定。

- (2) 各学校が自ら行う自己評価、保護者などにより構成される評価委員会等が行う学校関係者評価が着実に推進され、学校運営の改善につながるよう、文部科学省作成の「学校評価ガイドライン〔改訂〕」をもとに、県下16地区の教頭会の中で学校評価研修会を実施した。また、例年どおり高等学校においては、中間評価を実施している。

- (3) 教育の機会均等の確保充実が図られるよう、特別支援教育、幼児教育、へき地教育、帰国・外国籍児童生徒教育、人権教育、高校定時制・通信制教育、職業教育の充実強化を進めた。

13 魅力ある高校づくりの推進（教学指導課）

昭和63年度から平成5年度まで実施の「特色ある高校づくり推進事業」は、平成6年度から「個性ある高校づくり推進事業」として実施され、平成19年度から「魅力ある高等学校づくり事業」として諸事業を継続してきた。

この事業は、すべての生徒に、基礎的・基本的な内容の定着と一人ひとりの個性を生かす教育を推進するため、学校の個性化と教育課程の弾力化を図るものである。

- (1) 魅力ある学科・学校づくり

平成21年度には高校再編により、蘇南高校が地域型総合学科（文理系列、経営ビジネス系列、ものづくり系列）高校になった。また、中条高校が地域キャンパス化（分校化）して長野西高校中条校になった。

- (2) 個性ある教育課程づくり事業

コース・類型・選択制の導入と拡充

学校間連携による単位認定

個別学習

教育課程研究委員会による調査研究

- (3) 魅力ある活動支援事業

高校改革で各高校に求めている「学校の魅力づくり」を校長のリーダーシップのもとで

推進するため、14年度から実施してきた「創意ある学校支援事業」に社会人講師活用事業とライセンス取得事業を統合させることによって校長の裁量権を拡大させ、「校長を核とした学校経営」「校長が考える魅力づくり」を実現しようとするものである。

14 学力向上の推進（教学指導課）

多様化した生徒の実態を踏まえ、基礎学力の定着を図るとともに、目的意識の啓発を図り、「伸びる力」の育成を目指し学力向上の推進に取り組んだ。

(1) 高等学校における学習指導・進路指導の充実

進学対策集中講座

大学入試問題の活用

学習合宿

進路情報の活用

進路指導書籍の充実

「伸びる力」養成講座

「ずく出せ修行」就業体験による就業体験学習の実施

高・大連携の推進

(2) 進路指導等研究協議会

進路指導主事が、一堂に会して進路指導やキャリア教育のあり方について研究協議し、各校の実践の改善充実に役立てた。

(3) 学力向上のためのPDCAサイクルづくり支援事業

児童生徒の学力向上をめざして、各校が指導改善に取り組む上で参考となる情報を提供することを通して、学力向上のためのPDCAサイクルの確立を支援した。

P調査：4月に、小学校5年と中学校2年の学力実態調査を実施した。

学力向上担当ミーティング：研究主任対象に、指導改善プランの立案を目指して実施した。

C調査：11月に、小学校5年と中学校2年の学力調査を実施した。

学力向上担当ミーティング：1, 2月に、国語, 算数・数学, 英語の教科主任対象に、次年度に向けたアクションプランの立案を目指して実施した。

(4) 小中連携による学力向上地域推進事業

県内4中学校を「小中連携」の推進拠点校とし、中学校の数学の教員が「小中連携推進教員」として、小学校高学年の算数の授業に参画した。2月に学力向上推進協議会を開催し、小中の一貫性や系統性のある指導の具体や教科の指導計画、小中の教員の意識の変化等について、各推進拠点校の実践をもとに協議し、県内各地の学校への普及を図った。

(5) 学力向上実践研究推進事業

地域の実情や課題を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくむ

とともに、主体的に取り組む態度を養うための実践研究を推進し、その成果の普及を図ることにより学力の向上に資する方向で実施した。

15 時代の変化に応じた教育の推進（教学指導課）

(1) 国際理解教育推進事業

外国語指導助手の配置

英語の「コミュニケーション能力」(学習指導要領)の育成を促進し、あわせて国際理解教育を推進するために、高等学校等に外国青年 44 名を英語指導助手として配置し、英語の授業、課外活動等の充実を図った。

小学校における国際理解活動

外国語活動を通して、国際感覚や積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するために、地域の実践研究校 7 校を指定し、A L T や地域人材の効果的な活用等、実践的な取組や、教員の指導力向上のための取組を推進した。

外国籍等児童生徒指導研修事業

指導に携わる教員を対象とした研修会を開催し、外国籍等児童生徒に対する適切な指導の推進を図った。

(2) 職業教育・キャリア教育の推進

高校生の勤労観・職業観を養うとともに、目的意識を持ち将来を見通した生活のできる生徒の育成を目指し、「ずく出せ修行」就業体験事業や「未来塾ながの」を実施し、職業教育・キャリア教育を推進した。また、新学習指導要領総則にキャリア教育が位置づけられたことから、小中高における職業教育・キャリア教育の更なる充実を図り始めた。

(3) 情報教育の充実

情報化社会の進展に対応した情報教育の普及・充実の必要性が一層高まっている中で、高校へのコンピュータ導入・更新を図り、総合教育センターにおいて「情報モラル」教育の推進、ICTを活用した「分かる授業の実現」、ICTを利用して校務などを軽減する「学校運営の改善」を目指した研修を実施し、情報教育の充実を図った。

(4) 理科教育の振興

小学校 5～6 年生の「理科」授業の充実及び科学技術やものづくり等に対する児童の興味・関心を高めることを目指し、観察・実験の支援や準備・片付け等を補助する理科支援員を配置したり、専門性のある特別講師を派遣したりして、科学教育の推進を図った。

16 生徒指導の充実（教学指導課心の支援室）

(1) 生徒指導総合対策会議

大学教授等の委員 12 人をもって構成し、児童生徒の生徒指導上の課題の解決に向け、学校・教育委員会が的確に対応するための専門的な支援と助言を行った。

また、指導資料「ユビキタス@n a g a n o（ケータイ・インターネット問題対応資

料)」指導用リーフレット「スクールソーシャルワーカー（SSW）-子どもを取り巻く環境の改善を目指して-」「小学校から中学校へスムーズな移行を目指して」を作成し各学校に配布し、生徒指導の充実に努めた。

(2) 長野県不登校対策検討委員会

児童生徒の不登校の課題解決に向けて、県と市町村の教育委員会が共通理解や相互の認識を深め、学校・家庭・地域社会等が連携して的確かつ迅速に対応するため、不登校対策検討委員会を設置した。3月には、県と市町村が一体となって取り組むための「不登校対策の行動指針」を策定した。

(3) 生徒指導教員等の配置

不登校及び不登校傾向の児童の適応指導を行うため、小学校心の相談員を小学校 25 校に配置し、学級担任等と連携して家庭訪問や登校援助及び相談にあたった。

中学校 7 校に、生徒指導教員を配置するとともに、高等学校 11 校に生徒指導専門教員を配置し、生徒指導の充実に努めた。

(4) 教育相談員・夜間電話相談員の配置

教育相談員を総合教育センターに配置し、電話での教育相談、来所相談に応じた。また、総合教育センターに夜間電話相談員を配置し、夜間（18:00～22:00）の電話相談にも応じた。また、「児童生徒のいじめ相談窓口」を開設し、24 時間の電話相談を行った。

(5) スクールカウンセラーの配置

臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーを、学区内小学校を含む中学校 80 校に配置するとともに高等学校へ派遣し、児童生徒・保護者へのカウンセリングや教職員等への助言・援助を行った。

(6) 教育関係者連絡会議・研修会の開催

各種の教育相談関係者に広く呼びかけ、年 4 回県下 4 地区で実践上の課題等を研究協議する連絡会・研修会を開き、相互の連携を深めた。

(7) カウンセリング等生徒指導研修の充実

総合教育センターにおいて、教職員のカウンセリング等の研修を実施し、生徒指導の力量向上を図った。また、校長・教頭研修において生徒指導に係る研修を実施した。

(8) 「不登校児童生徒支援ネットワーク整備事業」の推進

不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細やかな支援を行うため、県内 10 ヶ所に地域支援センターを設置し、学校・家庭・民間を含む関係機関が緊密に連携した地域ぐるみのサポートネットワークの整備に係る実践的な調査研究を行った。

(9) スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置

北信・東信・中信・南信の 4 教育事務所に配置したスクールソーシャルワーカーが、不登校等、多様な課題を抱える児童生徒や保護者に対して、社会福祉等の専門的な知識や技術を活用し、環境改善の視点から関係機関と連携を図りながら支援を実施した。

17 教職員研修の充実等（教学指導課）

本県教育の現状と課題をふまえ、教職員としての資質向上と使命感の高揚を図り、学校教育の振興に寄与するため、総合教育センターを中心に研修の充実を図ってきた。

(1) 校内研修の改善・充実への支援

教材研究の徹底による基礎的・基本的内容の明確化

指導の見直し・子ども理解に基づく日常授業の工夫・改善

相互に授業を見合い、指導の改善を図る研修体制の確立

(2) 総合教育センター研修の改善充実

経験や職責に応じた系統的な研修の充実

多彩な外部講師による視野の拡大を図る講座の充実

新たな教育課程や課題に対応する参加型・体験型の講座の充実

(3) 義務校長研修会、義務教頭研究協議会、小中連携による学力向上地域推進事業等の各種研修会の充実

(4) 初任者研修事業

新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的に研修を実施した。

(5) 10年経験者研修事業

在職期間10年目を迎えた教員に対して、個々の能力、適性等に応じた研修を実施し、教科指導、生徒指導等に関する指導力の向上を図った。

(6) 教員資質向上推進事業

(7) 臨時的任用教員研修事業

臨時的任用教員に対して、教職員としての姿勢・心構え・授業づくり・学級づくり等の基礎・基本を学ぶ研修を実施した。

生涯学習の振興と青少年の健全育成

1 生涯学習の推進（文化財・生涯学習課）

(1) 「生涯学習審議会」を開催して「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習振興のあり方について」について審議し、答申を受けた。

(2) 県生涯学習推進センターにおいて、市町村等と連携を図りながら、生涯学習情報提供システム等による学習情報の提供を行うとともに、指導者の養成、学習プログラムの研究開発などを行った。

(3) 県立長野図書館では、利用者の利便性を向上させるためインターネット予約貸出や横断検索システムを導入し、また、県民の自主的な学習機会を支援し、県民のニーズを踏まえた図書館サービスを実施することにより、生涯学習の振興を図った。

(4) 子どもが読書に親しむ機会の提供と子どもの読書環境の整備・充実、家庭・地域・学校

を通じた社会全体での取組の推進、子ども読書活動に関する理解と関心の普及の3点を基本方針とした「第2次長野県子ども読書活動推進計画」を策定した。

2 社会教育の振興（文化財・生涯学習課）

- (1) 「社会教育関係事業」、「今後の社会教育の推進」等について意見・助言をいただくため、「社会教育委員会議」を開催した。
- (2) P T A、青少年団体活動の振興を図るため、指導者養成事業を行った。
- (3) 男女平等をめぐる意識改革のための教育・学習の充実を図り学習活動や地域の活動を推進するため、「男女共同参画フォーラム」と「男女共生セミナー」を実施した。
- (4) 社会教育主事等の専門職員の養成を図った。

3 家庭・地域の教育力の向上（文化財・生涯学習課）

(1) 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室の実施を推進した。

また、放課後子どもプラン推進委員会の開催をはじめ、先進的な事例の情報提供、安全管理方策の検討や職員研修会の開催などにより、市町村が円滑に事業を実施できるよう支援した。

(2) 学校支援地域本部事業

地域ぐるみで学校教育活動を支援するボランティア体制づくりを推進し、学校・家庭・地域の連携の強化を図るとともに地域住民自らの知識や経験を生かせる場、子どもと地域の交流拠点としての学校づくりを推進した。

4 学校教育との連携（文化財・生涯学習課）

少年自然の家を利用して不登校等の児童生徒を含めた異年齢の小中学生を対象に、「ふれあい自然体験キャンプ」を実施し、子どもたちの自主性、社会性等「生きる力」の育成を図るとともに、不登校等の児童生徒の学校生活への適応や復帰を支援した。

5 青少年の健全育成（企画部生活文化課）(文化財・生涯学習課)

- (1) 企画部生活文化課に青少年相談員を配置し、地方事務所と連携して青少年の健全育成に関する相談等を行った。
- (2) 6地方事務所（上伊那、下伊那、木曾、松本、北安曇及び北信）に中卒者等自立支援員を配置し、中卒後進路が定まっていない者や高校中退者等の自立支援のため、就業・技能習得及び進学等の相談を行った。
- (3) 中学生による意見発表を通じて、青少年の意識の啓発と青少年健全育成についての県民意識の高揚を図るため、少年の主張長野県大会を開催した。

- (4) 県民総ぐるみの青少年健全育成運動の普及促進を図るとともに、青少年によりよい環境づくりを促進するため、市町村、団体、業界、ボランティア等と連携を図りながら有害環境のチェック活動等を行った。
- (5) 「ひまわりっ子育成県民運動」の推進を図るため、強調月間を設け、各種広報媒体を活用した広報啓発活動や巡回キャラバン等を実施した。
- (6) 青少年健全育成運動の推進母体である長野県青少年育成県民会議の事業に対し、支援を行った。
- (7) メディア上の有害環境から青少年を守るため、「親子で学ぶセイフネット講座」を県下 24 か所、「大人が学ぶセイフネット講座」を県下 14 か所で実施したほか、「インターネット・ケータイ問題を考える長野フォーラム」を開催した。
- (8) 自然体験、共同宿泊訓練を通じて青少年の豊かな人間性を育てるため、青年の家、少年自然の家の運営を行った。

芸術文化の振興及び文化財の保護

1 芸術文化の振興（教学指導課）

- (1) 学校巡回劇場を開催し、優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供した。
- (2) 高等学校芸術文化鑑賞事業の実施、高校芸術フェスティバルへの助成等により高校生の文化活動の推進を図った。

2 文化財の保護（文化財・生涯学習課）

- (1) 文化財の保護に関して総合的な推進を図るため、文化財保護審議会の開催及び調査・研究等を実施した。
- (2) 文化財を保存しその活用を図るための調査及び管理指導を行うとともに、研修会の開催等により文化財保護の推進及び普及啓発を図った。
- (3) 指定文化財等に係る管理、修理、復旧、保存及び活用のための事業補助を実施した。
- (4) 埋蔵文化財保護と開発事業の調整を図るため、開発事業者等と保護協議を実施した。
- (5) 特別天然記念物カモシカの保護対策を図るため、保護地域における生息環境を把握するための調査等を実施した。
- (6) 大規模開発等が予定される地域の遺跡詳細分布調査を実施した。
- (7) 古式銃砲及び美術刀剣類の保護活用を図るため、登録審査会及び美術刀剣保存講習会を開催した。
- (8) 歴史学習活動の拠点となる県立歴史館において、収集・保存した歴史資料等を広く県民の利用に供することにより、文化の振興を図った。

学校保健の充実と食育の推進並びに体育スポーツの振興

1 保健教育及び安全教育の充実（保健厚生課）

保健教育及び安全教育の充実を図るため、関係職員の研修会、各種研究協議会等を開催するとともに、健康推進学校等の表彰を行い、意識の高揚を図った。

2 児童・生徒の健康管理の充実（保健厚生課）

児童・生徒の疾病異常の早期発見・早期治療と予防について指導するとともに、県立学校の児童・生徒に対し健康診断を実施し、健康管理の充実を図った。

3 教職員の健康管理の充実（保健厚生課）

(1) 教職員の定期健康診断を実施したほか、教育委員会職員安全衛生委員会を開催し、教職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに、衛生管理者・衛生推進者等研修会を開催し、管理者等の資質の向上と意識の高揚を図った。

(2) 教職員の心の健康の保持増進を図るため、管理職及び年代別のメンタルヘルス研修会を実施した。また、精神神経系疾患休職者等の職務能力の回復と円滑な職場復帰を図るため、教職員健康審査会の判定を経て職場復帰訓練を実施した。

4 食育の推進（保健厚生課）

(1) 学校における食に関する指導を一層推進するため、栄養教諭を 23 名に増員し、小学校 9 校、中学校 11 校、特別支援学校 3 校に配置した。

(2) 学校における食育の重要性や具体的な指導方法に対する教職員等の理解を更に深めるため、研修会を開催するとともに、栄養教諭の実践を幅広く周知した。

5 学校体育・スポーツの振興（スポーツ課）

(1) 学校体育の学習内容及び方法の改善、児童生徒の体力づくりの推進を図るため、各種研究協議会、現職教育研修及び体力・運動能力実態調査、小学校低学年の子どもたちの遊び、運動習慣へのきっかけづくりをする講習会等を行った。

(2) 小・中・特別支援学校及び高校の体育・保健体育担当教員の学習指導、運動部活動等についての指導方法向上のための講習会及び研修会を開催したほか、授業における実技指導協力者及び運動部活動指導者の派遣事業を実施した。

6 生涯スポーツの振興（スポーツ課）

(1) 各教育事務所及び広域スポーツセンター、(財)長野県体育協会と連携して、総合型地域スポーツクラブの育成・活動・定着支援を図った。

(2) 県民に、スポーツ・レクリエーションを普及推進するために、県民スポーツフェスティバルを開催した。

(3) 体育・スポーツ指導者等の養成と資質向上を図るため、体育センター及び教育事務所において講習会等を開催したほか、スポーツ指導員養成のための助成を行った。

(4) 県民の体力向上とスポーツの振興を図り、明るい県民生活を築くため、運動施設等の整備事業を促進した。

7 競技スポーツの振興（スポーツ課）

- (1) 本県競技者の育成強化を図るため、関係団体に対して助成し、競技力の向上を図った。
また、ジュニア選手の競技力向上を図るため、ジュニア競技力向上事業（重点強化校等特別強化）を実施した。
- (2) 長野オリンピックの遺産である人的・物的・環境資源を最大限に活用し、体力・運動能力が特に優れた子どもたちを早期に見出し、競技団体や関係団体と連携を図りながら、世界で活躍する競技者に育成するためのSWANプロジェクトを開始した。
- (3) 長野オリンピック記念基金を活用し、各種国際競技大会等の開催やオリンピック施設を利用した選手強化を支援した。

人権教育の推進

1 学校人権教育（教学指導課心の支援室）

- (1) 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」、「長野県人権教育・啓発推進指針」、「人権教育指導の手引」及び「教育課程・学習指導の改善」（人権教育の項目）の周知を図った。
- (2) 学校における人権教育の推進を図るため、各学校の教職員対象に学校人権教育研修会を開催した。
- (3) 小、中、高の一貫した人権教育の推進を図るため、義務校長研修での人権教育の実施及び県内の各ブロック毎に、学校人権教育連絡協議会を開催した。
- (4) 学校教育及び社会教育における人権教育指導者の確保と資質の向上を図るとともに学校人権教育と社会人権教育の連携及び幼・保、小、中、高一貫した人権教育の推進を図るため、「人権教育だより」を年2回作成した。
- (5) 学校の人権教育を推進するため、小・中・高校生からポスター・作文を募集し優秀作品を表彰した。

2 社会人権教育（教学指導課心の支援室）

- (1) 人権教育の推進上の課題及び実践について研究協議するために、社会人権教育研究協議会を開催した。
- (2) 地域住民とともに取り組むリーダーを養成し、地域ぐるみの人権教育を推進するため、人権教育リーダー養成講座を4会場で開設するとともに、市町村教育委員会関係者、社会教育団体関係者、企業内人権教育関係者等を対象に社会人権教育リーダー研修会を2会場で実施した。
- (3) あらゆる人権問題に対する住民の理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、すべての

人の基本的人権を尊重していくために、市町村が行う人権教育に関する学習活動に対し人権教育促進事業として助成した。

- (4) 企業内人権教育の一層の推進を図るため、「人権つうしん」を年2回作成した。
- (5) 人権問題に取り組む個人や団体と県民や行政が相互に連携しながら地域ぐるみの人権教育を推進するため、「長野県地域人権ネット」を県ホームページに掲載した。